

令和2年12月 3日(木)

地域包括支援センター並びに
居宅介護支援専門員各位

各務原市在宅医療・介護連携支援ステーション

退院支援ルールについてアンケートのお願い

師走の候、皆さまにおかれましてはいよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は在宅医療・介護連携支援ステーション事業にご理解・ご協力いただき、まことにありがとうございます。

さて、平成31年3月より、岐阜県域において退院支援ルールが導入されております。このルールは岐阜医療圏域の主たる病院に入院し、退院時に何らかのケアを必要とする患者さまが在宅療養（施設を含む）へ移行する際に、かかりつけ医、ケアマネジャー（地域包括支援センター職員も含む）、訪問看護等に迅速、着実に引き継ぐために策定されたものです。各務原市においては、2019年6月に開催された第46回 ちょこっと勉強会において「岐阜圏域退院支援ルール」の冊子を配布いたしました。現時点での退院支援ルールの活用状況や病院と各ケアマネジャーとの連携状況を把握し、今後の医療・介護連携の取組へつなげていきたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、令和3年1月15日金曜日までにFAXまたはメールにてご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【退院支援ルール 冊子】



問い合わせ先

各務原市在宅医療・介護連携支援ステーション

住所 各務原市蘇原東島町4-6-2 東海中央病院内

FAX 送信先 058-382-9853

メールアドレス t-nakahira@tokaihp.jp

携帯番号 090-9264-8004

受付担当 中平 山田